

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3323号から第3325号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3323号では、横浜市長が行った保有個人情報一部訂正決定は妥当であると判断しています。

答申第3324号では、横浜市教育委員会が行った不開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3325号では、横浜市会議長が行った不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「戸こ第48号（令和6年4月11日通知） 女性福祉相談票（請求者に係る特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3の相談記録）」の保有個人情報一部訂正決定に対する審査請求についての答申

【答申第3323号】

(2) 「「（1）市長への説明時の記録、市長からの指示の記録」外1件の不開示決定のうち「（2）特定月日の市長定例記者会見で特定新聞社からの質問に特定部長が答えるときに見ていた紙」」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3324号】

(3) 「市議員（特定議員A氏、特定議員B氏、特定議員C氏の3名）が特定年月日から特定月日にかけておこなった特定視察に関する書類・資料のすべて（手引き17ページ エの（イ）にあるもの）」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3325号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示等請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	実施機関
3323	令和6年4月30日	令和6年5月16日	令和6年8月13日	令和6年9月12日	市長
3324	令和6年6月17日	令和6年8月16日	令和6年10月18日	令和6年11月15日	教育委員会
3325	令和6年10月11日	令和6年10月30日	令和6年11月6日	令和6年12月4日	市会議長

3 対象保有個人情報（対象行政文書）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報（対象行政文書）	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3323	「戸こ第 48 号（令和 6 年 4 月 11 日通知） 女性福祉相談票（請求者に係る特定年月日 1、特定年月日 2、特定年月日 3 の相談記録）」（以下「本件保有個人情報」という。）	保有個人情報一部訂正 不訂正部分 （訂正請求された簡易な接続詞や語彙等については、女性の相談に応じ助言・支援し問題解決を図ることに影響はないと判断し、訂正請求の内容が利用目的の達成に必要な範囲と認められず、また相談員の所見や判断の内容は、事実とは異なるため、訂正請求の範囲外となることから、不訂正とした。）	原処分妥当
3324	「特定月日の市長定例記者会見で特定新聞社からの質問に特定部長が答えるときに見ていた紙」（以下「本件審査請求文書」という。）	不開示 不存在 （当該開示請求に係る請求対象文書は、個人メモであって組織共用文書とはいえないことから、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないため。）	原処分妥当
3325	「市会議員（特定議員 A 氏、特定議員 B 氏、特定議員 C 氏の 3 名）が特定年月日から特定月日にかけておこなった特定視察に関する書類・資料のすべて（手引き 17 ページ エの（イ）にあるもの）」（以下「本件審査請求文書」という。）	不開示 不存在 （請求内容の手引き 17 ページ エ（イ）は、政務活動費の支出に当たって、会派又は議員が留意すべき事項を記載したものであるため、本件審査請求文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため。）	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3323	<p>《女性福祉相談事業に係る業務について》</p> <p>横浜市では、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に基づき、女性の権利擁護を図り、相談者自身の自己決定を重視して相談支援を行っている。</p> <p>女性の抱える様々な問題に対して相談に応じ、助言・支援を行い、問題解決を図れるよう相談者の相談内容や主訴、世帯状況等を記載した相談対応記録を作成している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、女性の抱える問題に対して相談に応じ助言・支援し、問題解決を図る目的で作成された審査請求人に係る女性福祉相談票であり、女性福祉相談員（以下「相談員」という。）が聴取した相談内容、相談者の状況等が記載されている。</p> <p>審査請求人は、実施機関が不訂正とした部分（以下「本件審査請求部分」という。）の訂正を求めているため、当審査会では、本件審査請求部分について判断することとする。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 訂正請求については、自己を本人とする保有個人情報の内容に「事実」の誤りがあると</p>

答申 番号	判断の要旨
3323	<p>認められる場合に行われるものであり、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばない。</p> <p>本件審査請求部分は、相談員が審査請求人から聴取した内容を記載したものであり、訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。</p> <p>イ 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような根拠に基づき当該部分が事実でない判断し、その結果どのように訂正すべきと考えているのかについて、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。</p> <p>ウ 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 女性福祉相談票は、相談者から聴取した内容を整理するために作成しているものであり、相談者とのやり取りを簡潔に記載している。</p> <p>(イ) 女性福祉相談では相談内容を録音することはなく、女性福祉相談時における審査請求人の発言を確認できる資料はない。また、本件審査請求部分について審査請求人から審査請求人の発言を確認できる客観的な資料の提出もなく、本件審査請求部分については、事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかではない。</p> <p>エ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>上記ウ(イ)のとおり実施機関には女性福祉相談時における審査請求人の発言を確認できる資料はなく、また、審査請求人からも訂正するに足る客観的な証拠が提示されていないことから、本件審査請求部分については、その内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるとは認められない。</p> <p>なお、本件審査請求部分のうち、簡易な接続詞及び語彙並びに誤字脱字の訂正については、その記載内容が事実でないことを示す客観的な証拠が提示されたとしても、記録された相談内容に影響を及ぼすものではなく、当該訂正が利用目的の達成に必要な範囲内であるとは認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3324	<p>《本件審査請求文書について》</p> <p>特定月日の記者会見（以下「本件記者会見」という。）において、特定新聞社の記者からの質問への回答時に特定部長が持参していたとされるメモであると解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 健康教育・食育課が本件記者会見で報告する内容はなかったが、本件記者会見の前日に中学校給食に脱炭素剤が混入したおそれがあるとしてご飯の提供を中止した事案（以下「本件事案」という。）が記事となって公表されたため、急きよ、特定部長が本件記者会見に出席することとなった。</p> <p>(イ) そのため、他で審査請求人に開示済みである「市長への説明資料」及び「保護者への配布資料」に特定部長自らが加筆やマーカーをして、質問がなされた場合に回答できるように本件記者会見上に持参したものである。</p> <p>(ウ) 本件記者会見の内容は、後に逐語で横浜市ウェブサイトにおいて公表されるため、持参したメモを所持しておく必要はなく本件記者会見後に廃棄した。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、行政文書該当性について次のように判断する。</p> <p>(ア) 実施機関の説明によれば、当該メモは、本件記者会見の前日に本件事案が記事となり公表されたため、急きよ、特定部長自らが作成したメモとのことであるので、中学校給食に係る事務対応のため職務上作成した文書であると解することができる。</p> <p>(イ) 次に当該メモが、組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものであるか否かについて検討する。「組織的に用いる」とは、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該</p>

答申 番号	判断の要旨
3324	<p>実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解するのが相当である。そして、作成し、又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものであるかについては、当該文書の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。</p> <p>当該メモは、審査請求人へ開示済みの「市長への報告」及び「保護者への連絡文書」に特定部長が加筆等をしたものであり、加筆等がなされた文書は職員間で共有しておらず、記者に見せる又は配布するものでもなく、質問対応をするために職員個人の補助的なものとして作成されているため、組織的に用いる文書だとは認められない。また、本件記者会見の内容は横浜市ウェブサイトにて逐語で公表されることから、当該メモを保有している必要がなく廃棄済みであるという実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、当該メモが組織的に利用されていたとは認められない。</p> <p>(ウ) したがって、当該メモは、特定部長が職務上作成した文書であっても、その作成、利用、保存等の状況が作成した特定部長個人の段階にとどまっており、実施機関において、業務上必要なものとして利用され、又は保存されている状態とはいえ、職員が組織的に用いるものであると解することはできないため、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書に該当しない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3325	<p>《政務活動費に係る事務について》</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と定めており、横浜市では、横浜市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号。以下「政務活動費条例」という。）に基づき、政務活動費を交付している。</p> <p>政務活動費条例第6条第1項の規定により、政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該支出に係る領収書その他の当該支出を証する書類の写しを当該収支報告書に添付し、これを実施機関に提出する必要がある。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、特定視察に係る活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等を記録した書類・資料等（以下「視察報告書等」という。）である。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 政務活動費条例第6条第1項における「当該支出の事実を証する書類の写し」とは、領収書に記載される内容（支払金額、支払日、支出内容等）を証することができる書類であり、視察報告書等はこれに該当しない。また、収支報告書及び当該支出に係る領収書にも該当しないことから、視察報告書等は同項で規定する実施機関に提出しなければならない書類には該当しない。</p> <p>(イ) 「政務活動費の手引き」において、視察報告書等は会派及び議員が整えておく文書とされており、実施機関への提出は求めている。</p> <p>(ウ) 以上のことから、本件審査請求文書は会派又は議員から実施機関へ提出されていないため、保有していない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>本件審査請求文書は、会派又は議員に対し実施機関へ提出を求めている文書ではない以上、文書を取得しておらず保有していないという実施機関の主張は不自然ではなく、他に行政文書の存在を推認させる事情も認められない。</p>

答申 番号	判断の要旨
3325	<p>審査請求人は、答申の「4 審査請求人の本件処分に対する意見」(6)のとおり主張するが、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第550号は、民間の受託業者等が保有している文書であっても、実質的に見て当該実施機関が保有しているとみなし得る特段の事情があると認められるときは、実施機関が保有する行政文書として開示請求の対象になる場合があるとしたものであり、本件においては実施機関が保有しているとみなし得る特段の事情があるとは認められないため、この主張は認められない。審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 匡生 Tel 045-671-3881